

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和 48 年 1 月 開 業  
kbc 学園グループ 理 事 長

第 36 回 「知って得する・ためになる」

# 税務トピック!

## 年末調整の確認

### 1. 年末調整とは

年末調整とは、毎月(日)の給与や賞与などの支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって源泉徴収した税額(概算の税額)とその年の給与と賞与の総額について納めなければならない税額(年税額)との過不足を精算する手続きです。

### 2. 年末調整の対象となる人

原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人は全員が対象となりますが、その中でも対象とならない人は次の人たちです。

年末調整の対象とならない人

- ① 本年中の給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- ② 2 ヶ所以上から給与の支払を受けていて、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人
- ③ 年の中で退職した人
- ④ 非居住者など

### 3. 本年度(平成 18 年度)年末調整に関連する税制改正事項

#### ① 定率減税額の引き下げ

	平成 17 年以前(前年)	平成 18 年(今年)
所得税の定率減税	所得税額の 20%相当額を控除 (最高 25 万円まで)	所得税額の 10%相当額を控除 (最高 12 万 5 千円まで)

※本年(平成 18 年度)分は定率減税が 20%から 10%に縮減され、減税額の上限も 25 万円から 12 万 5 千円に半減されています。

#### ② 勤労学生控除の対象となる専修学校等の範囲が拡大

勤労学生控除の対象となる専修学校や各種学校の設置者の範囲に、文部科学大臣が定める基準をみたす専修学校等を設置する者が追加されました。

※平成 19 年分から定率減税の完全廃止と所得税の税率見直しに伴って、平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表が改正される事になりました。

### 4. 年末調整前のチェックリスト

- ① 年末調整の対象となる人とない人を選別しましたか?
- ② 各種申告書(扶養控除等異動申告書・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書)などの書類を早めに社員へ配布しましたか?
- ③ 各種申告書の記載の仕方や控除を受ける為に必要な添付書類の入手方法などについて社員に説明していますか?
- ④ 配偶者など扶養家族に所得がある場合、今年 1 年間のその所得金額を各社員に確認してもらいましたか?
- ⑤ 中途入社した人がいる場合は、以前勤務していた会社の源泉徴収票の提出をお願いしましたか?
- ⑥ 提出された書類等の記載もれや各種控除をうける為の添付資料に不備はないか確認しましたか?

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

**大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 満添市伊祖 1-33-1 (牧港建設第2ビル3階)  
TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック!」がメルマガになりました□

< 税務支援 >

○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成

< 経営支援 >

○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援  
○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ IT/ITコン会計支援  
○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導